

伊豆市が発注する建設工事の最低制限価格の取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）及び伊豆市契約事務規則（平成16年伊豆市規則第51号）第29条（同規則第39条において準用する場合を含む。）の規定に基づく最低制限価格の基本的取扱いについて次のとおり定める。

(対象)

第2条 競争入札に付する予定価格が130万円を超える建設工事で、「伊豆市低入札価格調査制度による調査等実施要領」の適用を受けるものを除いたものを対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数切捨て）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、前項の算出方法に関わらず契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合を予定価格に乘じて得た額とする。

3 前2項において定める最低制限価格は、予定価格調書の下部に入札書比較価格（最低制限価格に110分の100を乗じて得た額）とともに記載する。

(対象業者への周知)

第4条 最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、市長は、公告等の際に、最低制限価格を設定している旨を明示するものとする。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とし、当該入札者に対して地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により落札者とし、当該入札者に対して「失格」と通知又は宣言するものとする。

(入札結果表への記載)

第6条 入札執行者は、前条の決定又は宣言を行ったときは、「入札結果表」に当該入札をした者を「失格」と決定した旨を記載するものとする。

附 則

この規定は、平成25年7月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、平成28年7月1日以降入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この規定は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。